

「違反対象物の公表制度」 制度創設の背景

平成21年11月、東京消防庁管内で発生した高円寺南雑居ビル火災の状況やその後に実施された緊急一斉立入検査の結果、多くの雑居ビル等は、立入検査により法令違反を一度是正させても違反が繰り返されていることが明らかになりました。

こうした実態は、関係者の防火意識の希薄さによるところが大きく、潜在的な危険から、国民の安全を担保し、建物関係者の自発的な防火対策への取り組みを促す仕組みが必要です。

国民自らが建物の安全情報を入手し、利用を判断できるよう立入検査で把握した違反を公表する制度を創設するものです。

「違反対象物の公表制度」 の概要

公表の対象となる防火対象物

隠岐広域連合消防本部管内の建物における次の違反について、当該違反内容を関係者に通知してから一定期間経過後においても同一の違反が認められる場合に「建物名称、所在及び違反の内容」を隠岐広域連合消防本部のホームページ及び管轄消防署等の窓口において、令和2年4月1日より公表します。

1. 消防用設備等のうち屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置による設置義務違反

なお、公表中の違反の是正を確認した場合は、当該違反に係る内容を削除します。

[違反対象物公表制度（総務省消防庁ホームページ）](#)

公布日および施行日

1. 公布日：令和元年6月3日
2. 施行日：令和2年4月1日

制度の効果

1. 公表された違反対象物の情報をもとに、国民が安心して建物の利用ができるようになります。
2. 火災予防に対する関心を高め、国民や事業所および地域コミュニティの防火意識の向上が図れ、防火安全の強化が期待できます。

※お問い合わせ先 隠岐広域連合消防本部 予防課 予防係 TEL(08512)2-2307